

23 生 福 号 外
平成 23 年 4 月 2 日

各市町村長 様

福島県保健福祉部長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震義援金の第 1 次配分について（依頼）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震で被災された方々へのお見舞いとして、県内外から多くの義援金が寄せられていることから、平成 23 年 4 月 1 日（金）に標記委員会を開催し、第 1 次配分計画を決定いたしました。

災害関係対応にご多忙のこととは存じますが、被災により生活の基盤である住居を失った方々や、原発災害により避難又は屋内退避を余儀なくされている方々に、寄託者の皆様の温かいお気持ちを伝え、義援金を有効にお使いいただくために、下記により、各市町村から義援金をお届けいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴市町村の対象世帯数について報告いただき、義援金の配分を請求してください。

また、義援金の配分を通じ、県内外自主避難者等の所在確認につなげていただきますようお願いいたします。

記

1 第 1 次配分の考え方

（1）被災により生活の基盤である住居を失った方々、また、原発災害により避難又は退避を余儀なくされている方々に、義援金をお寄せいただいた皆様の温かいお気持ちをお見舞い金としてお届けする。

（2）義援金寄託者からは「被災者の方々に早く届けてください」との多くの声があることから、早急に被災者にお届けすることを主眼とし、今回配分は、福島県に寄託された義援金をもとに配分する。

2 対象被災地 福島県内全市町村

3 配分対象世帯

次のいずれかに該当する世帯。

（1）平成 23 年東北地方太平洋沖地震又はそれに伴う津波により、住家が全壊又は半壊した世帯。（災害救助法の被害認定基準に基づき市町村が認定する世帯。）

（2）東京電力福島第一原子力発電所から 30 km の圏内にある世帯。

（原子力災害対策特別措置法に基づき避難又は屋内退避を指示された世帯）

4 配分額

対象世帯 1 世帯当たり 5 万円

3 の（1）と（2）の両方に該当している場合は、5 万円となります。

5 対象世帯の把握方法

(1) 全壊及び半壊について

全壊及び半壊の認定については、別紙「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法」(内閣府作成)に準拠するものとする。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内について

30kmの圏内の認定については、福島県地域防災計画原子力対策編における「重点地域」(原子力発電所から半径10kmの地域)に準じて、各市町村の行政区単位で認定することとし、自然的・社会的周辺情報を踏まえ市町村が判断することとする。なお、南相馬市については原町区及び小高区内の行政区単位で認定することとする。

6 対象世帯数及び送金口座の報告

上記3の対象世帯について、貴市町村の対象者数を別紙「平成23年東北地方太平洋沖地震義援金配分請求書」により報告願います。また、今回報告いただいた世帯数を元に、後日必要額を各送金いたしますので、配分する義援金を受け入れる口座を用意いただき、併せて報告願います。

報告先

福島県保健福祉部社会福祉課(義援金配分委員会)に次の方法により報告願います。

郵送 : 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

FAX : 024-521-7917

メール : shakaifukushi@pref.fukushima.jp

7 被害状況等の把握による配分額の過不足について

(1) 配分額が不足する場合

被害状況等の把握が進み、上記5の請求により配分した額が不足する場合は、別紙の請求書に基づき所要額を追加配分いたします。

(2) 配分額に不要残が生じた場合

被害状況等の把握が進み、上記5の請求により配分した額に不要残が生じた場合は、第2次配分以降で調整いたします。

8 報告期限及び市町村への送金

第1次配分の趣旨を踏まえ速やかに報告願います。報告にあたっては、概数で結構です。(後日、追加配分請求も可能です。)報告いただきましたら順次送金を行います。

速やかに配分するためにも、遅くとも次の期限までには提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

平成23年4月8日(金)まで

(担当 社会福祉課 電話024-521-7322)

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、以下の方法による第1次調査により被害を認定し、これに基づいて、災害証明書を発行することができることとする。

1. 津波による住家被害

津波による住家被害に関する標準的な調査・判定方法は現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では定められていないが、水流、浸水等による被害が多く発生していることから、水害の調査方法を参考にすることができると考えられる。

一方で、大量の汚泥やがれきを含んだ海水が住家に被害を及ぼしているという状況を踏まえると、一般的な水害よりも大きな住家被害が発生していることが想定される。

また、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑みると、事務の大幅な簡素化が求められている。

これらの状況を踏まえ、この度の災害の津波による住家被害については、以下のとおり、第1次調査を実施する。

- ①まずは、航空写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
- ②流失した住家については、全壊と判定。
- ③流失しなかった住家について、「住家被害認定調査票 津波 第1次」(別添1)を参考に、外観の目視調査だけで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害の程度を判定。

*航空写真については、<参考1>を参照

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 水害」により外観目視調査及び内部立入調査を行い、住家の損害割合を算定し、被害の程度を判定。

なお、津波による被害にあわせ、地震被害が発生し、基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合は、全壊と判定する。

2. 地震による住家被害






地震による住家被害については、既に大規模災害時用の調査方法が作成されているところであるが、この度の未曾有の災害にあたって、第1次調査についてさらなる簡素化を図り、以下のとおり実施する。

- ①住家被害認定調査損害割合イメージ図(別添2)により、被災した住家の屋根、壁及び基礎の外観目視調査を行い、住家の損害割合を算定し被害の程度を判定。

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 地震 第2次」により、外観目視調査及び内部立ち入り調査を行い、被害の程度を判定

※平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による住家被害に限り適用

住家被害認定 調査票 津波 第1次		調査票 番号	配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日	平成	年			月	日
1 調査時	:	~			:	:
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)					

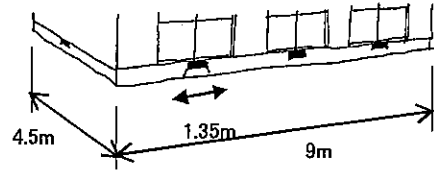
	住家流失	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	概ね1階天井まで浸水	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床上浸水概ね1m	大規模半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床上浸水	半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床下浸水	一部損壊	<input checked="" type="checkbox"/>

(富士常葉大学田中教授作成の調査票を、内閣府において一部修正。)

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

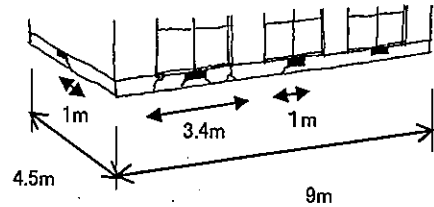
本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%



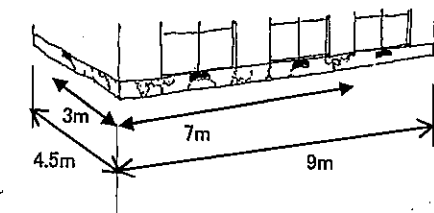
損害割合 1%

ごくわずかの部分にひび割れ



損害割合 4%

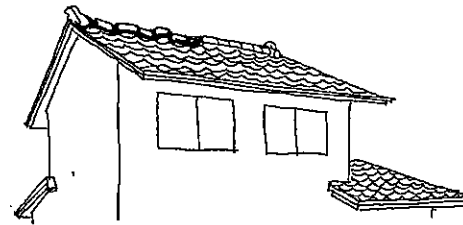
ひび割れが複数の箇所に発生



損害割合 7%

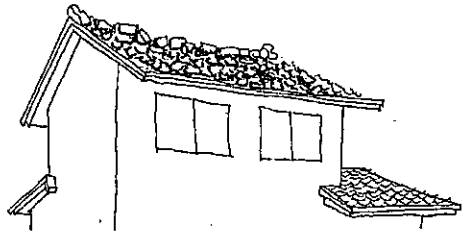
ほぼ全体的にひび割れ発生

<屋根> 構成比10%



損害割合 1%

棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。



損害割合 4%

棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。



損害割合 10%

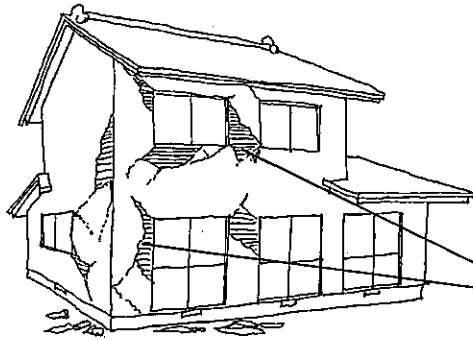
小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比80%

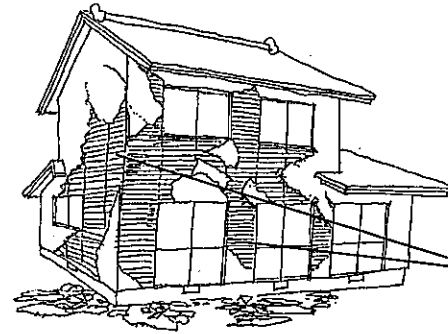
損害割合 16%



20%程度の仕上材が脱落

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

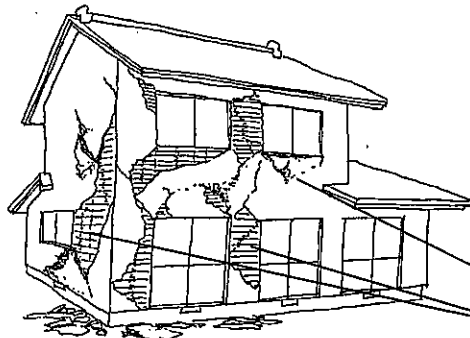
損害割合 48%



80%程度の仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

損害割合 32%

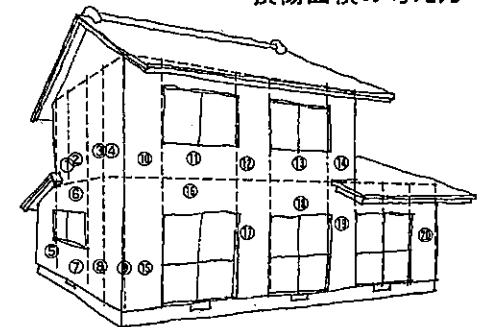


20%程度の仕上材が脱落

40%程度の仕上材が脱落し、下地材にひび割れが生じている。

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)
下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

* 損傷面積の考え方



※仕上材が脱落している場合の取扱い
壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。

損傷なし	⇒	程度Ⅲ(50%)
ひび割れあり	⇒	程度Ⅳ(75%)
破損あり	⇒	程度Ⅴ(100%)

<参考1>

1. 被災地域の航空写真については、国土地理院のHPで閲覧することができます。

http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html

2. 今回の災害にあたり、内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）において、被災地域の航空写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開されております。

<http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/emt/index.html>

【平成23年東北地方太平洋沖地震義援金 配分請求書】

【配分対象世帯数】

区分	単価(円)	対象世帯数(世帯)	必要額(円)	備考
(1)地震又は津波により住家が全壊又は半壊した世帯	50,000		0	
(2)福島第1原子力発電所より30km圏内の世帯	50,000		0	
計		0	0	

後日、過不足が発生した場合には、調整いたします。

【送金先口座】

金融機関名	口座番号	預金種別	口座名義人(フリガナ)

【受付開始予定】 平成23年 月 日～

【配分事務担当課等】

市町村	
担当課	
電話番号	
fax番号	
担当者名	